

第5章 施策の目標

1. 制度への理解の促進

(1) 施策の方向性

成年後見制度による支援を必要とする方が、安心して利用できるよう、周知と正しい理解の促進を図るとともに、市民生活における制度の定着を推進していきます。

この制度は、本人が住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう支援するものであり、そのためには、意思決定支援と身上保護を重視した運用が求められます。

本人の判断能力があるうちに相談を開始することによって、よりその人らしい生き方や支援のあり方を検討することができます。早い段階からの制度利用を促進するため、保佐・補助類型および任意後見制度についての周知・啓発を行います。

(2) 主な取組み内容

	① 成年後見制度の普及啓発				
取組内容	広く市民に成年後見制度の周知を図るため、パンフレットの配布やホームページ、講演会、出前講座等の実施に努めます。				
年度	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (目標)
研修・講演会等 開催数	4回	3回	3回	3回	5回
出前講座 開催数	9回	7回	11回	10回	10回

	② 関係機関への周知・啓発				
取組内容	高齢者サポートセンター、基幹相談支援センターなどの相談機関やケアマネジャー、生活保護、生活困窮者の相談を受ける支援者等を対象とした研修会を開催し、制度の周知・啓発を進めます。				
年度	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (目標)
研修会 開催数	3回	0回	3回	3回	3回

	③ 成年後見制度の相談支援				
取組内容	判断能力が低下した高齢者や障がい者の生命・財産を守り、地域での生活を継続できるよう、窓口や電話相談のほかに訪問による相談、申立てに関する支援などを実施していきます。				
年度	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (目標)
相談件数	3,554 件	3,801 件	3,213 件	4,000 件	4,000 件

	④ 任意後見制度の利用促進				
取組内容	利用者の自発的意思を尊重する任意後見制度について正しく理解し、適切に安心して利用できるよう周知していきます。				
年度	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (目標)
研修会 開催数	2回	2回	1回	2回	3回

2. 安心して利用できる制度の運用

(1) 施策の方向性

親族後見人に対する審判後の支援などを行うことで、後見人業務を行う際の不安や孤立などを解消し、親族後見人が安心して本人に寄り添えるように支援します。

申し立てる親族がない場合などは、本市が親族等に代わって後見等開始の申立てを行い、身寄りのいない方や費用負担が困難な方でも成年後見制度を利用できるよう支援します。また必要な支援内容を十分に把握し、財産管理のみでなく、身上保護も重視した適切な成年後見人等の推薦を行います。

(2) 主な取組み内容

	① 親族後見人への定期的支援				
取組内容	親族後見人が適正に後見人業務に取り組むことができるよう、家庭裁判所と連携し、活動を支援する体制を整備します。				
年度	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (目標)
研修会 開催数	1回	1回	1回	1回	1回

	② 市長による審判請求手続き(市長申立て事務)				
取組内容	成年後見制度の利用が必要と認められる方で、本人、家族や親族等による申立てが期待できない場合に、市長が家庭裁判所に後見等開始の審判請求手続きを行います。				
年度	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (目標)
審判請求 件数	20件	32件	38件	40件	40件

	③ 受任調整会議の開催				
取組内容	本人にあった成年後見人等(団体等)を推薦できるように会議を開催し、調整を行います。				
年度	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (目標)
受任調整 会議 開催数	7回	7回	7回	12回	12回

	④ 報酬費用の助成				
取組内容	成年後見制度を利用している方で、低所得や資産等の事情により、成年後見人等への報酬を負担することが困難な方に市が報酬の一部を助成します。				
年度	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (目標)
報酬助成 件数	71件	78件	93件	115件	130件

3. 中核機関の設置と地域連携ネットワークの仕組みづくり

(1) 施策の方向性

1) 中核機関の設置

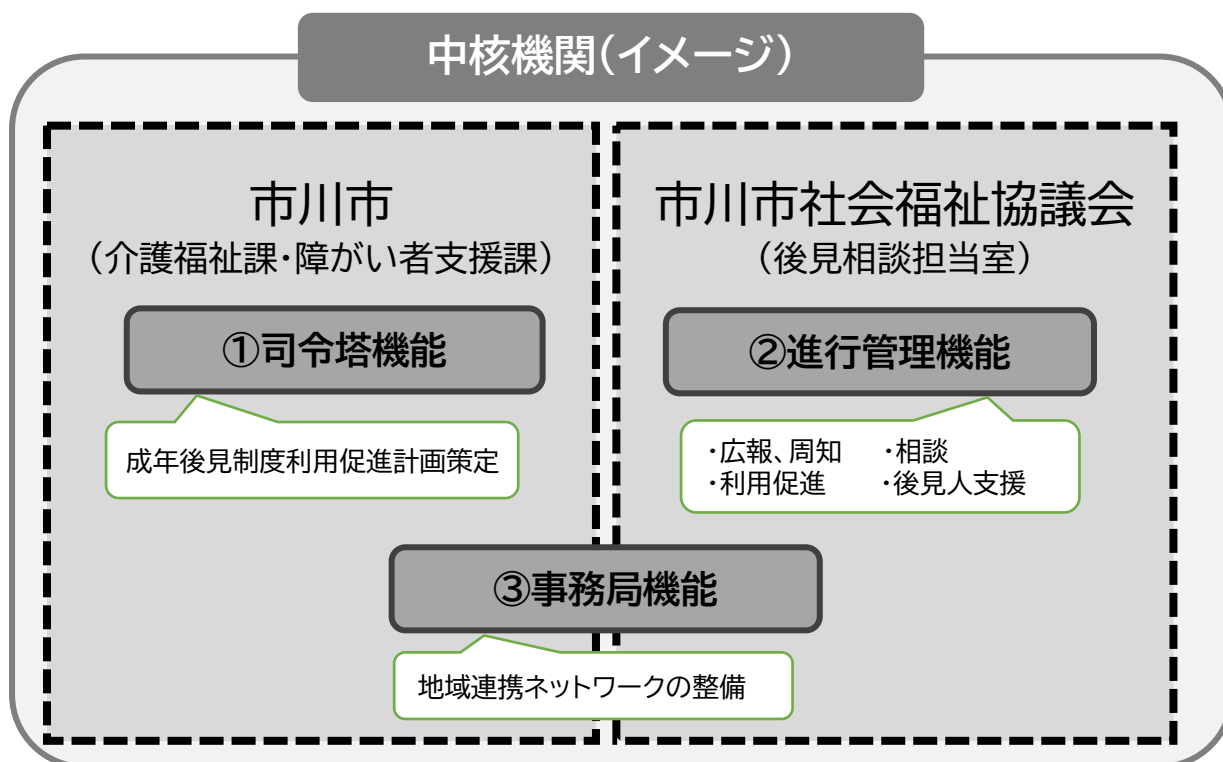
成年後見制度利用促進、さらに権利擁護支援に向けて、地域連携ネットワークの構築が重要です。本市は、地域連携ネットワークの中心となって全体のコーディネートを行うための「中核機関」を設置します。

2) 中核機関の運営

令和5年度から中核機関としての役割を市川市と市川市社会福祉協議会で担います。

中核機関は①司令塔機能、②進行管理機能、③事務局機能の3つの機能を担います。3つの機能については、本市と市川市社会福祉協議会で行います。

成年後見制度の利用促進に向けて、全体構想の設計(計画策定)等の司令塔機能については、本市が担い、「広報」「相談」「成年後見制度利用促進」「後見人支援」の進行管理機能については、市川市社会福祉協議会が担います。さらに、この4つの機能を担うことで、「不正防止の効果」を発揮することも期待されます。また、協議会の運営や地域連携ネットワークの整備等の事務局機能については、本市と市川市社会福祉協議会が双方で担い、連携することで円滑な運営を行っていきます。



① 司令塔機能

地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、全体構想の設計と、その実現に向けた進捗管理・コーディネート等を行う。

② 進行管理機能

地域において、「3つの検討・専門的判断」※を担保する。

※「3つの検討・専門的判断」

ア)権利擁護支援の方針についての検討・専門的判断、イ)本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判断、ウ)モニタリング・バックアップの検討・専門的判断

上記ア)～ウ)を通じて、中核機関は、個別のチームに対する専門職等によるバックアップを担保する。

③ 事務局機能

協議会を運営する。

3)地域連携ネットワークの構築

市民及び地域とともに、行政、家庭裁判所、民間の団体等が一体的に連携・協力し、支援を必要とする方を、早期に発見し、適切な支援につなげるための体制づくりを行います。このために、チーム、チームを支援する協議会および中核機関を設置し、そのほか成年後見制度の利用に関連する事業者等により、地域連携ネットワークを構築します。

さらに、市民が相互に支え合う支援体制を確保するため、市民後見人を養成します。

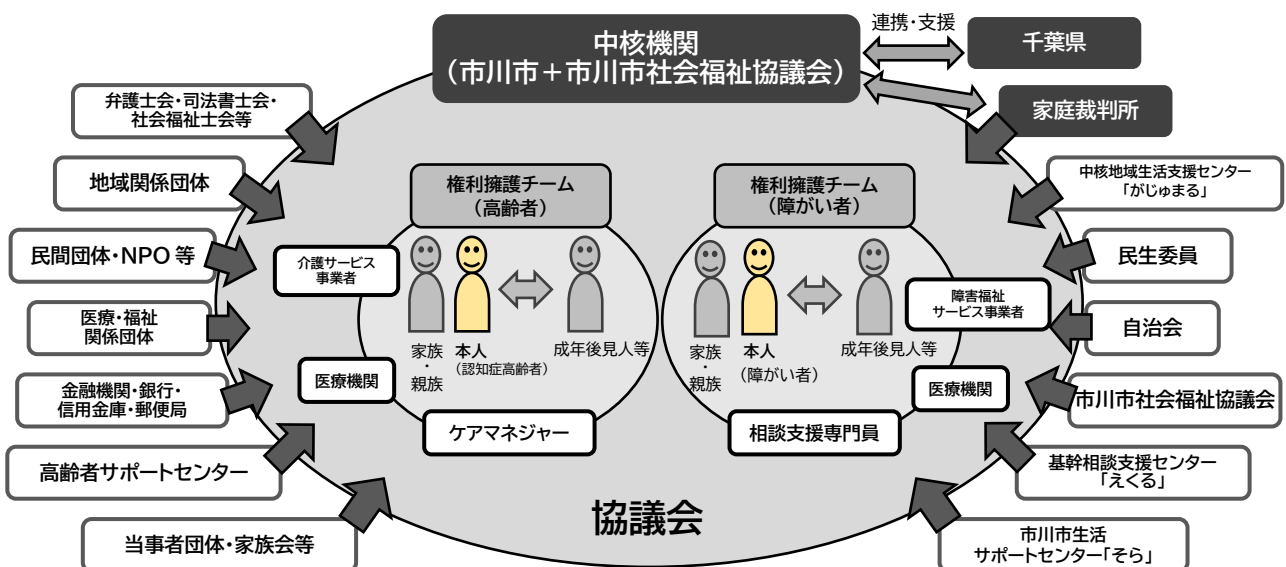
市川市地域連携ネットワーク【イメージ】

機能

◆広報機能、相談機能、利用促進機能、後見人支援機能、不正防止機能効果

役割

◆権利擁護支援の必要な人の発見・支援
◆早期の段階からの相談・対応体制の整備
◆意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築



○地域連携ネットワークについて

地域連携ネットワークとは、本人らしい生活を守るため、成年後見制度を利用できるよう、権利擁護支援の必要な方を早期発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みです。「権利擁護支援の必要な方の発見・支援」、「早期の段階からの相談・対応体制の整備」、「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」という3つの役割を念頭に、保健・医療・福祉につながる仕組みに司法も含めた連携の仕組みを構築するものとされ、「チーム」、「協議会」、「中核機関」を構成要素とします。

○「チーム」について

「チーム」とは、本人の身近な親族、保健・医療・福祉・地域の関係者および成年後見人等が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、意思を尊重した身上・財産の保護を行う体制です。

○「協議会」について

「協議会」とは、後見等開始の前後を問わず、「チーム」に対し、法律・福祉などの専門職団体や関係機関が必要な支援を行い、連携体制を強化し、自発的に協力する体制づくりを進める合議体のことです。

(2)主な取組み内容

	① 地域連携ネットワークの体制整備	
取組内容	<p><u>ア. 協議会の設置</u> チームへの適切な支援体制の整備、困難なケースにも多職種間で連携して適切に対応できる体制整備を目的とし、専門職団体や関係機関が自発的に協力する体制づくりを進める協議会を設置します。</p> <p><u>イ. 権利擁護支援の必要な方の発見・支援</u> 中核機関をはじめ、高齢者サポートセンター、基幹相談支援センター等が地域からの相談を受けることにより、権利擁護に関する支援の必要な方(財産管理や必要なサービスの利用手続きを自ら行うことが困難な状態であるにも関わらず必要な支援を受けられていない方、虐待を受けている方等)の早期発見に努め、速やかに必要な支援に結びつけます。</p> <p><u>ウ. 早期の段階からの相談・対応体制の整備</u> 早期の段階から、個々の事情に応じて、任意後見制度や保佐・補助類型といった選択肢を含め、適切な権利擁護支援ができるよう、身近な地域における相談窓口等の体制を整備します。</p> <p><u>エ. 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築</u> 成年後見制度を、本人らしい生活を守るための制度として利用できるよう、本人の意思、心身の状態および生活の状況等を踏まえた運用を可能とする地域の支援体制を構築します。</p>	
年度	令和4年度	令和5年度
指標	協議会の設置準備	設置・運用開始

	② 市民後見人の養成および活動支援				
取組内容	権利擁護を支援する体制の確保、地域共生社会の実現へ向けた人材育成や参加支援を目指した市民後見人の養成を継続していきます。				
年度	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (目標)
市民後見人 人数	10人	10人	10人	14人	14人